

(スペイン民法) 全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/codigocivil.html> です。

(令和4年10月見直し修正)

序章：法規範、その適用と効果

第1節：法源(1条、2条)

第2節：法規定の適用(3条~5条)

第3節：法規定の一般的効果(6条~7条)

第4節：国際私法の規定(8条~12条)

第5節：国内における共存する民事法制の適用範囲(13条~16条)

第1編：人

第1章：スペイン人と外国人(18条~28条)

第2章：民事人格の発生と消滅

第1節：自然人(29条~34条)

第2節：法人(35条~39条)

第3章：住所(40条~41条)

第4章：婚姻

第1節 婚約(42条~43条)

第2節：婚姻の要件(44条~48条)

第3節：婚姻挙行の方式(49条~60条)

第4節：身分登記簿への婚姻の登記(61条~65条)

第5節：夫婦の権利・義務(66条~72条)

第6節：婚姻の無効(73条~80条)

第7節：別居(81条~84条)

第8節：婚姻の解消(85条~89条)

第9節：無効、別居および離婚の共通的效果(90条~101条)

第10節：無効、別居と離婚申立てによる暫定的措置(102条~106条)

第11節：婚姻の無効、別居または離婚に適用される法律(107条)

第5章：父性と親子関係

第1節：親子関係とその効果(108条~111条)

第2節：親子関係の決定と証拠(112条~126条)

第3節：親子関係訴訟(127条~141条)

第6章：親族間の扶養料(142条~153条)

第7章：父子関係

第1節：総則(154条~161条)

第2節：子の法定代理(162条~163条)

第3節：子の財物とその管理(164条~168条)

第4節：親権の消滅(169条~171条)

第5節：養子縁組および年少者の保護の他の方式(172条~180条)

第8章：失踪

- 第 1 節：失踪宣言とその効果（181 条～192 条）
- 第 2 節：死亡宣告（193 条～197 条）
- 第 3 節：失踪者の中央登記所（198 条）
- 第 9 章：未成年者の後見と監護
 - 第 1 節：後見（199 条～234 条）
 - 第 2 節：未成年者の裁判上の保護者（235 条～238 条）
- 第 10 章：成年および親権解放（239 条～248 条）
- 第 11 章：障害者の法的能力行使のための支援処置
 - 第 1 節：総則（249 条～253 条）
 - 第 2 節：任意的支援処置（254 条～262 条）
 - 第 3 節：障害者の事実上の監護（263 条～267 条）
 - 第 4 節：保佐（268 条～294 条）
 - 第 5 節：障害者の裁判上の保護者（295 条～298 条）
 - 第 6 節：他人に生じさせた損害の責任（299 条～299 条の 2）
- 第 12 章：共通規定（300 条～332 条）

第 2 編：財物、所有権、その変動

第 1 章：財物の種類

- 第 1 節：不動産（334 条）
- 第 2 節：動産（335 条～337 条）
- 第 3 節：それが属する者に従がう財物（338 条～347 条）

第 2 章：所有権

- 第 1 節：所有権一般（348 条～352 条）
- 第 2 節：附合の権利（353 条～383 条）
- 第 3 節：境界の確定と境界設定（384 条～387 条）
- 第 4 節：農地を囲む権利（388 条）
- 第 5 節：壊れかけの建物および倒壊の危険がある樹木（389 条～391 条）

第 3 章：財物の共有（392 条～406 条）

第 4 章：特殊な所有権

- 第 1 節：水域（407 条～425 条）
- 第 2 節：鉱物（426 条～427 条）
- 第 3 節：知的所有権（428 条～429 条）

第 5 章：占有権

- 第 1 節：占有権とその種類（430 条～437 条）
- 第 2 節：占有の取得（438 条～445 条）
- 第 3 節：占有の効果（446 条～466 条）

第 6 章：用益権、使用権、居住権

- 第 1 節：用益権（467 条～522 条）
- 第 2 節：使用権と居住権（523 条～529 条）

第 7 章：地益権

- 第1節：地役権総則（530条～548条）
- 第2節：法定地役権（549条～593条）
- 第3節：約定地役権（594条～604条）
- 第8章：所有権登記所（605条～608条）

第3編：所有権取得の各種方式

前提規定（609条）

第1章：先占（610条～617条）

第2章：贈与

- 第1節：贈与の性質（618条～623条）
- 第2節：贈与可能者と受贈可能者（624条～633条）
- 第3節：贈与の効果と限界（634条～643条）
- 第4節：贈与の撤回と減少（644条～656条）

第3章：承継

総則（657条～661条）

- 第1節：遺言（662条～743条）
- 第2節：相続（744条～911条）
- 第3節：無遺言相続（912条～929条）
- 第4節：親系の差異による相続順位（930条～958条）
- 第5節：有遺言または無遺言相続に共通する規定無遺言相続（959条～1034条）
- 第6節：持ち戻しと分配（1035条～1087条）

第4編：債権債務と契約

第1章：債権

- 第1節：総則（1088条～1093条）
- 第2節：債務の性質と効果（1094条～1112条）
- 第3節：債務の種類（1113条～1155条）
- 第4節：債務の消滅（1156条～1213条）
- 第5節：債務の証拠（1214条～1253条）

第2章：契約

- 第1節：総則（1254条～1260条）
- 第2節：契約の有効性のための基本的要件（1261条～1277条）
- 第3節：契約の効果（1278条～1280条）
- 第4節：契約の解釈（1281条～1289条）
- 第5節：契約の解除（1290条～1299条）
- 第6節：契約の無効（1300条～1314条）

第3章：夫婦財産制

- 第1節：総則（1315条～1324条）
- 第2節：夫婦財産契約（1325条～1334条）
- 第3節：婚姻原因による贈与（1335条～1343条）
- 第4節：取得財産共同体（1344条～1410条）
- 第5節：参加制（1411条～1434条）
- 第6節：別産制（1435条～1444条）
- 第4章：売買契約
 - 第1節：売買契約の性質と方式（1445条～1456条）
 - 第2節：売買する能力（1457条～1459条）
 - 第3節：売却した物が滅失したときの売買契約の効果（1460条）
 - 第4節：売主の債権債務（1461条～1499条）
 - 第5節：買主の債権債務（1500条～1505条）
 - 第6節：売却の解除（1506条～1525条）
 - 第7節：債権およびその他の無体権利の移転（1526条～1536条）
 - 第8節：総則（1537条）
- 第5章：交換（1538条～1541条）
- 第6章：賃貸借契約
 - 第1節：総則（1542条～1545条）
 - 第2節：農地と建物の賃貸借（1546条～1582条）
 - 第3節：請負と雇用（1583条～1603条）
- 第7章：不動産定期金支払契約
 - 第1節：総則（1604条～1627条）
 - 第2節：永小作的不動産定期金支払契約（1628条～1656条）
 - 第3節：信託的不動産定期金支払契約（1657条～1660条）
 - 第4節：留保的不動産定期金支払契約（1661条～1664条）
- 第8章：組合
 - 第1節：総則（1665条～1678条）
 - 第2節：組合員の債権債務（1679条～1699条）
 - 第3節：組合の消滅態様（1700条～1708条）
- 第9章：委任契約
 - 第1節：委任の性質、要式と種類（1709条～1717条）
 - 第2節：受任者の責任（1718条～1726条）
 - 第3節：委任者の責任（1727条～1741条）
 - 第4節：委任の終了態様（1732条～1739条）
- 第10章：貸借
 - 総則（1740条）
 - 第1節：使用貸借（1741条～1752条）
 - 第2節：消費貸借（1753条～1757条）
- 第11章：寄託（供託）
 - 第1節：寄託とその種類一般（1758条～1759条）
 - 第2節：本来的寄託（1760条～1784条）

- 第 3 節：差押（1785 条～1789 条）
- 第 12 章：射幸契約
 - 第 1 節：総則（1790 条）
 - 第 2 節：扶養契約（1791 条～1797 条）
 - 第 3 節：博打と賭け事（1798 条～1801 条）
 - 第 4 節：終身定期金（1802 条～1808 条）
- 第 13 章：和解と仲裁
 - 第 1 節：和解（1809 条～1819 条）
 - 第 2 節：仲裁（1820 条～1821 条）
- 第 14 章：保証
 - 第 1 節：保証の性質と範囲（1822 条～1829 条）
 - 第 2 節：保証の効果（1830 条～1846 条）
 - 第 3 節：保証の消滅（1847 条～1853 条）
 - 第 4 節：法定保証と裁判保証（1854 条～1856 条）
- 第 15 章：質、抵当および収益質契約
 - 第 1 節：質と抵当に共通な規定（1857 条～1862 条）
 - 第 2 節：質（1863 条～1873 条）
 - 第 3 節：抵当（1874 条～1880 条）
 - 第 4 節：収益質（1881 条～1886 条）
- 第 16 章：無合意契約の債権債務
 - 第 1 節：準契約（1887 条～1901 条）
 - 第 2 節：不法行為または債務不履行で生じる債権債務（1902 条～1910 条）
- 第 17 章：債権の競合と優先
 - 第 1 節：総則（1911 条～1920 条）
 - 第 2 節：債権の分類（1921 条～1925 条）
 - 第 3 節：債権の優先（1926 条～1929 条）
- 第 18 章：時効
 - 第 1 節：総則（1930 条～1939 条）
 - 第 2 節：所有権とその他の物権の取得時効（1940 条～1960 条）
 - 第 3 節：訴権の消滅時効（1961 条～1975 条）